

昭和五十九年政令第七十九号

最低賃金法第三十五条第二項の地方運輸局を定める政令
内閣は、最低賃金法（昭和三十四年法律第百三十七号）第四十条の規定に基づき、この政令を制定する。

最低賃金法第三十五条第二項の政令で定める地方運輸局は、近畿運輸局とする。

附 則

この政令は、昭和五十九年七月一日から施行する。

附 則（平成二〇年四月二五日政令第一五一号）

この政令は、最低賃金法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十年七月一日）から施行する。